

資 料

韓国における子どものいる夫婦の 離婚問題への取り組み

「子ども問題ソリューション会」と「養育手帳」

二 宮 周 平*
金 成 恩**

解 説

2009年11月、日本学術振興会による「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」の公募型研究領域として採択された「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの提案」(研究代表・二宮周平)という研究プロジェクトの一環として、2010年3月4日、5日と韓国を訪れ、2007年法改正による離婚制度改革の実情や家族紛争解決のための当事者支援の試みの状況などを調査した。

本号においては、ソウル家庭法院への訪問調査において、特徴的であった2つの資料を紹介する。1つは、ソウル家庭法院で立ち上がった「子ども問題ソリューション会」の取り組みであり、1つは、離婚した父母に配布される、『子どもとの健康な出会いのための養育手帳』である。

ここで2つの資料の意義を紹介する。なお資料の翻訳は、立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程2回生の金成恩氏が担当し、二宮が若干の加筆修正をした。

大韓民国民法は、日本民法と同じく協議離婚制度を設けている。1977年、夫婦が協議離婚をする際には、家庭法院において、当事者の離婚意思を確認する制度(民法836条)を導入した。一方的な離婚を防止し、当事者の協議の実質を担保しようとするものである。しかし、子どもの問題や財産の清算などについては、確認の対象となっていなかったため、一時的な感情の対立による軽率な離婚、そして離婚が子どもに与える被害に関する十分な関心を持たない無責任な離婚に対する懸念が、

* にのみや・しゅうへい 立命館大学教授

** きむ・さんうん 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

有識者や NPO 団体などから、社会全体に広がるようになった(宋 賢鐘「大韓民国における離婚法の改正と養育費の支払いなどの実態 - 協議離婚制度の変化を中心として」養育費相談支援センター・ニュース・レター 2号(2009)2頁)。

2001年、韓国の大統領選挙候補者となったノムヒョン氏は、マニフェストの中に離婚母子の支援と子の福利を挙げていたことから、大統領就任後、民法改正に着手した(2010年3月5日、金相溶韓国中央大学法科大学院教授のインタビューより)。2007年12月21日、以下のような民法改正がなされた(2008年6月22日施行)。

民法第836条の2(訳文は、『平成22年 戸籍実務六法』(日本加除出版, 2009)1096頁による)

協議上離婚をしようとする者は、家庭法院が提供する離婚に関する案内を受けなければならない。家庭法院は、必要な場合、当事者に相談に関して専門的な知識と経験をそなえた専門相談者の相談を受けることを勧告することができる。

家庭法院に離婚意思の確認を申請した当事者は、第1項の案内を受けた日から次の各号の期間が過ぎた後に離婚意思の確認を受けることができる。

- 1 養育すべき子(懐胎中である子を含む。以下、同条において同様である)がある場合には3箇月
- 2 第2号に該当しない場合には1箇月

家庭法院は、暴力によって当事者の一方に耐えることができない苦痛が予想される等、離婚をしなければならない急迫な事情がある場合には、第2項の期間を短縮または免除することができる。

養育すべき子がある場合、当事者は第837条による子の養育及び第909条第4項による子の親権者決定に関する協議書または第837条及び第909条第4項による家庭法院の審判正本を提出しなければならない。

家庭法院は当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならない。この場合、養育費負担調書の効力に対しては「家事訴訟法」第41条を準用する。(は、2009年5月8日法で新設された)

すなわち、協議離婚をしようとする夫婦は、家庭法院によって離婚意思の確認を受けるために、家庭法院に確認申請書を提出する。その際に、家庭法院が提供する離婚に関する案内(説明会)に参加しなければならない。ソウル家庭法院では、未成年の子のいる当事者には、離婚が子に与える影響、養育費と面接交渉の重要さなどに関する親教育を実施している(宋・前掲2頁および資料1参照)。

家庭法院が必要と認めた場合には、専門的な知識と経験をそなえた専門相談者の相談を受けることを勧告することができる。専門相談者の相談として、法律に関して家庭法律相談所、心理的な問題に関して健康家庭支援センターなどが挙げられている。

当事者は、の案内を受けた日から3箇月の間に、養育者の決定、養育費の負担、面接交渉を行使するか否かおよびその方法について協議により定める（民法837条、資料1参照）。また、離婚後の親権者を定める（民法909条、資料1参照）。単独という文言がないので、共同親権者でもかまわない。こうして成立した協議書を家庭法院に提出する（協議が調わない場合には、これらの事項に関する家庭法院の審判正本を提出する）。

家庭法院は、当事者がで合意した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成する。

以上のように、単に離婚をするだけでなく、子どものために養育者の決定、養育費の負担、面接交渉を行使するか否かおよびその方法、親権者について協議により定めなければ、協議離婚をすることができないのである。当事者の協議については、の案内（親教育）との相談勧告が担保する仕組みである。さらに養育費の負担合意については、家庭法院が調書を作成して、執行力を付与する（家事訴訟法41条）。協議の実質を確保し、養育費の履行についても強制力を与え、子の利益を守ろうとするのである。

この仕組みは、裁判上の離婚にも適用される。ソウル家庭法院では、弁論準備手続または弁論期日までに、当事者は離婚に関する案内を受けなければならない。受けない場合には、裁判所は相談を受けることを命じることもできる（資料1参照）。子の問題については、できるだけ当事者の自発的な解決を志向しているといえる。

ソウル家庭法院は、この志向を促進する試みをしている。それが資料1の「ソウル家庭裁判所 子ども問題ソリユーション会」である。また資料2は、ソリユーション会が作成した『子どもとの健康な出会いのための養育手帳』である。同居親（養育親）が、子と別居親（非養育親）に対して、面接に際しての留意事項、希望などを手帳に記載して別居親に渡し、別居親は、面接の様子や、同居親に対する希望などを手帳に記載して同居親に返す。このやりとりを繰り返すのである。手帳には、適宜、子どもへの対応の仕方、コミュニケーションの取り方、離婚した親自身へのサポート事項などが記載されており、面接の記録を読みながら、これらの記載に気づき、自分を振り返ることができるようにしている。

改正法が施行されてまだ日が浅いが、家事事件を数多く担当しているヤン弁護士

によると、改正法のシステムは当事者に好意的に受け止められており、親教育プログラム、専門相談などによって、効果が上がっているのではないかとのことである(3月4日、梁貞淑弁護士インタビューより)。養育手帳は完成したばかりであり、その実施効果についての情報は得ていないが、資料2のような内容であり、離婚後の親子の交流を円滑に進める上で、大きな力になるものではないかと思われる。養育手帳のタイトルに「子どもとの健康な出会いのための」という表現が使われていることに、注目したい。

(二宮周平)

資料1

ソウル家庭裁判所「子ども問題ソリューション会」について

2010年3月5日

ソウル家庭裁判所

金 成恩(訳)

1 ソリューション会の契機

家庭裁判所は、最近、家庭の問題を解決する裁判所、後見的な裁判所としての役割に関心を持っている。特に、裁判上の離婚の過程で、当事者に「離婚がうまくできる方法」を訓練する必要があることに関心を持つようになった。そこで離婚訴訟過程で疎外されている子どもの問題に注目した。

2007年改正民法にも、離婚時の子どもの問題の重要性が反映された。

参考：民法(2009年5月8日、法律第9650号によって改正された規定)(訳者注：翻訳に際しては、『平成22年 戸籍実務六法』(日本加除出版, 2009)を参照した)

第837条(離婚と子の養育責任)

当事者は、その子の養育に関する事項を、協議により定める。改正 1990.

1.13

第1項の協議は、次の事項を含まなければならない。改正 2007.12.21

1. 養育者の決定
2. 養育費用の負担

3. 面接交渉権を行使するか否か及びその方法

第1項による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、または職権によってその子の意思・年齢および父母の財産状況、その他の事情を参酌して、養育に必要な事項を定める。改正 2007.12.21

養育に関する事項の協議が調わないときまたは協議をすることができないときは、家庭法院は、職権によってまたは当事者の請求によりこれに関して決定する。この場合、家庭法院は第3項の事情を参酌しなければならない。新設 2007.12.21

家庭法院は、子の福利のために必要であると認める場合には、父・母・子および検事の請求または職権によって、子の養育に関する事項を変更または他の適当な処分をすることができる。新設 2007.12.21

第3項ないし第5項までの規定は、養育に関する事項以外には父母の権利義務に変更をもたらさない。新設 2007.12.21

第837条の2(面接交渉権)

子を直接養育しない父母の一方と子は、お互いに面接交渉をすることができる権利を有する。改正 2007.12.21

家庭法院は、子の福利のために必要である場合には、当事者の請求または職権によって面接交渉を制限または排除することができる。改正 2005.3.31

第843条(準用規定)

第806条、第837条、第837条の2及び第839条の2の規定は、裁判上の離婚の場合に準用する。改正 1990.1.13

第909条(親権者)

父母は未成年者である子の親権者となる。養子の場合においては、養父母が親権者となる。改正 2005.3.31

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同でこれを行行使する。ただし、父母の意見が一致しない場合は、当事者の請求により家庭法院がこれを決定する。

父母の一方が親権を行行使することができないときは、他の一方がこれを行行使する。

婚姻外の子が認知された場合と父母が離婚する場合には、父母の協議によって親権者を定めなければならない、協議することができない場合または協議が調わない場合には、家庭法院は、職権によってまたは当事者の請求により親権者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、または職権によって親権者を定める。改正 2005.3.

31, 2007.12.21

家庭法院は、婚姻の取消、裁判上の離婚、または認知請求の訴の場合には、職権によって親権者を定める。改正 2005.3.31

家庭法院は、子の福利のために必要であると認められる場合においては、子の4親以内の親族の請求により、定められた親権者を他の一方に変更することができる。新設 2005.3.31

2 ソリューション会の構成

家事少年専門法官の判事5名、専門調査官6名、外部諮問委員3名(一般法官である判事2名は、2010年2月22日に人事移動によって他の法院に転出)

家事少年専門法官は、5～6年程度、家庭法院で勤務している判事である。

専門調査官は、社会福祉学、教育学、児童福祉学、心理学の専攻で、全員修士学位以上の所持者である。

外部諮問委員は、家族福祉学科の教授、遊び治療専門家、地域の健康家庭支援センター長である。

参考：健康家庭支援センター

健康家庭支援法(2004年2月9日制定)によって、家庭問題の予防・相談および治療、健康家庭の維持のためのプログラムの開発、家族文化運動の展開、家庭関連情報および資料提供などのために各市・郡・区に設置された健康家庭専門組織

3 ソリューション会で行う仕事

1) 両親教育、養育手帳

未成年である子がいる裁判当事者(離婚訴訟以外にも、親権者・養育者変更、面接交渉、養育費など、子どもの問題がある訴訟をすべて含む)双方を対象にする。裁判長または担当調査官が父母教育について案内し、父母教育を受けた当事者から確認書を受け取る。

毎日13時から14時まで、1時間、協議離婚の待合室で専門調査官がローテーションで担当する。2010年1月11日から開始した。

弁論期日または調査期日の時、裁判長または担当調査官が子ども養育のための円満な協力を勧め、養育手帳を配付する。

ソリューション会で、両親教育の内容および養育手帳の内容を作る。両親教育の具体的な教材案は、専門調査官が確定する。

* 3月5日に配布された「裁判所の離婚の『両親教育』手続案内図」についても、関連するので、ここで訳出する（訳者注）。

裁判長は、最初の期日（弁論準備期日および弁論期日）で、当事者または弁護士に「案内および参加確認書」を交付する。

当事者は、家事調査期日など望む日に両親教育を受ける。

当事者は、両親教育を終えたときには、その場で「両親教育参加確認書」に専門調査官の確認を受ける。

当事者は、「両親教育参加確認書」を担当裁判部に提出する。

なお当事者が次回期日までに両親教育を受けなかったときは、a 再び「両親教育」の必要性を告知し、自発的に参加することを促す、b 「両親教育および相談」を命じる調整措置命令、「外部協力機関の相談囑託」など裁判部内の独自の措置を行う、c 「子ども問題ソリューション会」に依頼する、などの方法がある。

2) 未成年である子の意見聴取に関する指針書の発行

ソリューション会で指針書の内容を作成する。

最近、全国の法院の判事および調査官（または調査業務を担当する職員）に配布した。

3) ソリューションのプログラム

(1) 概要

各裁判部で子どもの問題がある事件の依頼を受け、ソリューション会で会議を行った後、適切な措置を見つけ、実務的な手続を代行する。

(2) 対象

親権者・養育者の指定などに関する判断について資料が必要な事件、子の養育に関してアドバイスや相談が必要な事件、両親の離婚の過程で、子にトラウマがあって援助が必要な事件などである。

(3) 手続（訳者注：以下の内容は、3月5日に配布された「子どもソリューション会に依頼した事件の処理手続の流れ」を参照し、総合的に整理した）

担当する裁判部が「ソリューション会」に依頼したい担当事件について、ソリューション会に依頼する。

ソリューション会は会議を持ち（判事、専門調査官、専属相談委員）、内部・外部の専門家との協議によって、具体的事案別に最善の解決策を模索する。

後続措置（調整措置または外部協力機関の相談囑託）が必要な場合、担当裁

判部と協議し、ソリューション会が裁判に関する書類作成の代行など手続まで引き受けて処理する。また後続措置の過程において、ソリューション会は、進行状況の点検や日程の調整など、措置が順調に進むように実務的に共同して援助する。

ソリューション会の行った処理結果を担当裁判部に提供する。

なお担当裁判部は、ソリューション会に依頼した後、ソリューション会の処理が完了する前の段階で、財産分与や有責性などについて継続審理の必要がある場合には、裁判部の判断によって裁判を続行することもできるし、処理が終わるまで審理をしないこともできる。

(4) ソリューション措置の内容

子ども相談、両親相談、両親教育、両親または子に対する心理検査および心理治療などである。

児童・青少年関連の専門家7名をソリューション会の専属相談委員として委嘱している。専属相談委員は、ソリューション会議への参加およびソリューションのプログラムに従う措置（相談、心理治療など）を担当する。

(5) ソリューションプログラムに依頼された事件の現況

2010年1月12日から3月5日まで、各裁判部から11件の依頼があった。その中で1件は、子の意思に従って何の措置もしないで終結した。残り10件の中で3件は、外部機関（健康家庭支援センター）に相談や心理検査を嘱託した（内、1件は、当事者の意思に従って他の私設相談機関に再嘱託した）。6件は、専属相談委員が相談や心理治療を担当した（調整措置命令によって専門調査官が一部関与した。今後、相談委員に嘱託の形式で行うことを検討している）。

(6) ソリューションプログラムの関連費用負担

専属相談委員が担当する場合は、法院が相談委員に手当てを支給する（回数の制限あり）。外部機関に嘱託することから発生する費用は、法院が訴訟費用として支給する予定である。

4) キャンプの実施

2009年10月11、12日、非養育者である親（訴訟過程中的子どもを養育していない親）および養育者である親、つまり両親と子の1泊2日のキャンプを開催し、9家族22名が参加した。他の福祉機関が行うキャンプとの違いは、非養育者である親と養育者である親双方が参加するという点である。ソリューション会では定例化を推進しており、2010年度は、6月と9月に2回、開催することが確定している。

2009年10月のキャンプ参加後にうまくいった事例を紹介する。

韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み(二宮・金)

子(4歳)と父との面接交渉を頑なに拒否し、「この子は、父がいないように育てます。父に面接交渉をさせたくないです」と言った母が、キャンプ当日の子と父との関係を見た後で、定期的な面接交渉に同意し、キャンプから帰ってすぐ次の日に、円満に調整が成立した(裁判上の離婚事件)。

離婚後、父が親権者および養育者として指定され、母は5年以上にわたって子(15歳)に会えない状態であり、またその子も母を頑なに拒否していたが、キャンプに参加した後、お互いに心の扉を開ききっかけとなり、母と父を共同親権者および養育者として指定する円満な調整が成立した(親権者変更事件)。ただし、子は学生寮に行くことになり、実際に母と父はすべての養育を担当するのではない。

資料2

子どもとの健康な出会いのための養育手帳

金 成恩(訳)

〔表紙〕



子どもとの健康な出会いのための養育手帳
2010 . vol. 1

私たち I 愛

ソウル家庭法院

〔1頁〕

子どもとの健康な出会いのための養育手帳

2010 . vol. 1

私たち I 愛

私たち

離婚後も私たちの子には、新しい形態の家族が続く、存在するという意味の「私たち」です。

I [子ども] (訳者注:「アイ」という発音は、韓国語では、子どもである) 両親自ら幸せになると、うちの子も幸せになれる。アルファベット「I」は、両親自身を、発音「アイ」は、私たちの子どもを意味する。

愛

養育手帳を通して、両親と子ども間の愛を伝えてみてください。

ソウル家庭法院

〔2頁〕

子どもの写真を貼って下さい。

〔3頁〕

ちゃん愛してる

そして

ごめんね

今から、私たちの家族は一緒に住むことができないけれど

あなたを愛してる私たちの心には変わりはないよ

これまでと同じように

あなたが痛ければ、世話をしあげよう

これまでと同じように

あなたが夢を広げられるように

私たちはあなたの太陽になってあげよう

ちゃん、愛してる

[4 ~ 5 頁]

大人のための短い童話

「赤い植木鉢中の若芽の物語」

うちの赤い植木鉢の中の種が若芽になりました。その日の幸福は、私たちのもの
でした。その日から、私たちは真心をこめて若芽の世話をしました。私たちは惜し
みない愛をあげました。それは大変なことではありませんでした。若芽が育てば育
つほど、私たちの幸せは、より一層大きくなっていったからです。しかし、ある日、
私たちは植木鉢を変える問題から、ひどいけんかを始めました。お互いに心を傷つ
けました。私たちのけんかは長くなりました。とても辛い時間でした。世の中に私
一人だけになった感じがして、私以外のことに關しては、考える余力すらありませ
んでした。

結局、私たちは一緒に住んだ家を出てしまいました。家を出てから何日が経ちま
した。ふと、私たちが若芽の問題からけんかを始めたことに気づきました。赤い
植木鉢の中の若芽は、どのようになっているか、胸が痛みました。すぐに家に向
かって走り出しました。若芽は、疲れた老人のように、やっとの思いで生命を維持
していました。涙が出ました。数日の間、必死になって世話をしましたが、なか
なか生気を取り戻す気配が見えませんでした。不安でした。こんなときに、あの人が
いれば……

あの人から連絡がきました。窓側の赤い植木鉢がなくなると。私は、私が世話
をしているけれど、なかなか生気を取り戻す気配が見えないから、不安だと言いま
した。あの人、私のように若芽を心配していたのです。あの方はいいに教えて
くれました。倒れて行く若芽が生気を取り戻すことができる方法を。私はあの人
が教えてくれたとおりに若芽の世話をしました。

ある日、起きてからふと窓側を見ました。若芽が私を見ていました。私たちが若
芽に初めて会った日のように幸せでした。しかし、喜びと一緒にする人はそばにい
ません。あの人にこの喜びを伝えたかったのですが、勇気がありませんでした。

幾日も悩んでから、あの人に電話をしました。若芽が生気を取り戻したと……，

若芽に会いたいなら、いつでも来て欲しいと……。まだあの人は憎らしいけれども、私たちの若芽だから。あの人は、ありがとうございました。

〔6～7頁〕

私たちの子どもと会う日を前もってチェックしておき、守ってください。

2010年のカレンダー



〔8頁〕

〔9頁〕

〔8頁〕

主に一緒に暮らす親が書いてください。

意思疎通が円滑にできませんか。

その場合には、養育手帳を活用してみてください。

うちの子はこのような生活をしました。(訳者注：以下の記述は例示である)

幼稚園で　ちゃんという友達ことができました。

火曜日, 新型インフルの予防接種をしました。
算数試験で90点を受けました。ほめてあげてください。

気を配ってください。

風邪気味のようです。

食事30分後に, 薬を飲ませてください。

最近, アトピーがひどくなりました。

インスタント食品は食べさせないでください。

相談したいです / お願いがあります。

幼稚園で推薦図書目録がきました。

本屋で本と一緒に選んでほしいです。

[9 頁]

定期的に会う親が書いてください。

2010年 月 日 曜日 場所:

子どもに会ってこのように過ごしました。

一緒に本屋にいきました。本2冊と一緒に選びました。

公園で自転車に乗るつもりでしたが, 風邪をひいたので
家でゲームをし, 本も読みながら過ごしました。

ちゃんが気にいっているようです。

ちゃんの話をとくさん話しました。

相談したいです / お願いがあります。

次に会う日, 土曜日午前10時に 公園でイベントがあります。

子どもと一緒にいきたいのですが,

会う時間を9時にしてもいいですか。

予約しなければならぬから, メールして下さい。

ゲーム機が欲しいようです。

お父さんとお母さんが相談してから買ってあげようと言いました。

買ってあげてもいいのであれば, メールしてください。

(訳者注：以下，10頁から71頁まで，31回分の書き込み用の頁が設けられている。8頁，9頁と同じように，左側と一緒に暮らす親，右側が定期的に会う親の書く頁である)

[72頁]

離婚することが決まった時には，両親と一緒に子どもにこのように話してください。

- ♥離婚手続が終わったら，直ちに子どもに話してください。
- ♥できる限り，両親と一緒に話してください。
- ♥確実にいつ，なにを，話すのかを前もって計画した後で，言ってください。
- ♥正直・正確に話してください。
- ♥離婚に関して，簡単な理由を説明してください。ただし，子どもが理解できる範囲でのみ，話してください。
- ♥相手方(父/母)に対する非難を，子どもには話さないでください。
- ♥子どものために離婚するのではないことを強調してください。
- ♥離婚後も，これまでと変わらず，子どもを愛するし，世話をしをあげて話をしてください。
- ♥離婚後も，これまでと変わらず家族であることを強調してください。家庭がなくなっただけではなく，新しい家庭の形態を子どもに提供してあげることです。
- ♥これまでと変わらず，そのままであることについて説明してください。
- ♥今から起こる変化について具体的に説明してください。子どもにも心の準備をする時間が要ります。
- ♥両親が家族を守ろうと努力した過程を，子どもに説明してください。
- ♥子どもの感情を考えてください。
- ♥いつでも，なんでも，子どもの話を聞いてください。
- ♥1回以上話してください。

[73頁]

両親が幸せではないと，子どもも幸せではありません。

自らのストレスの管理がとても大事です。

なぜストレスを受けるのか、その理由を探し、ストレスを解消するための色々な方法を模索するように努力してください。

瞑想や緊張を減らす呼吸法など、緊張を解く方法を学んでください。

問題を効果的に解決できる自分のみの方法を探してください。

十分に休んでください。

食事は規則的にしてください。

運動は不可欠です。

仕事について計画を立て、片づける習慣をつけてください。

怒りを調節する方法を学んで、毎日練習してください。

毎日、1回以上、笑うようにしてください。

楽しいことを探そうと努力してください。

[74頁]

子どもに対して、次のようにしてください。

1. 子どもの前で、元配偶者とけんかをしないでください。
2. 子どもを自分の使いにしたり、子どもに告げ口をしたりしないでください。
3. 子どもを自分の身方にしようとししないでください。
4. 子どもが元配偶者について気楽に話せるようにしてください。
5. 子どもの前で元配偶者を非難したら、子どもの心は傷つきます。元前配偶者をほめたら、子どもも嬉しくなります。
6. 子どもに「愛してる」という言葉をしょっちゅう言ってください。
7. 子どもが思い切って感情を表現することができるように、励ましてください。
8. 子どもに感情的ではなく、一貫性ある態度で行動してください。
9. 約束は必ず守り、守られない約束はしないでください。
10. すまない気持ちで子どもに過度なプレゼントや小遣いをあげないでください。
11. 『養育手帳』を活用し、子どもに関する情報を子どもと一緒に見てください。

[75頁]

青少年期の子どものもと話をする時には、次のような話はしないでください。

1. 長時間叱ること：子どもは最初の単語を聞くだけです。

2. 他人との比較：「お兄さんはあなたの歳には～」
3. 全てを知っているふりをする：「私があなただの歳には～」
4. やむを得ない称賛：「今回のことはうまくできたが、これからが問題だ」
5. 否定的な表現：「全部だまして言ったんじゃないの」
6. 生き辛さを強調：「世の中そんなに甘くはないよ」
7. 人格の冒涇：「もっと頭を使ってみなさい」
8. 罪意識の刺激：「お金がないにも関わらず、あなたのために買ってあげたのに」
9. 責任の転嫁：「場所がおかしいから～」
10. 鼻で笑う：「これくらいのことで悩んでるの」
11. 何かのせいにする：「運がわるい」
12. 敗北的な発言：「最近の子どもたちは～」
13. 犠牲の強要：「負ける人がいないと、勝つ人もいない」

〔76～77頁〕

子どもと次のようにコミュニケーションしてください。

1. 両親は、子どもより話を少なくし、たくさん聞くこと。両親が長く話したり、命令ばかりしていると、子どもは関心がなくなります。
2. 「～してから」、「～した時に」などの話で動機を付与してください。「あなた（敵対的反応誘発）」、「万一（脅威）」、「なぜ（非難の始まり）」のような話し方はしない方がよいです。
3. 子どもの感情を読んでください。「うん」「そう」などのあいづちをして、子どもの感情を確認し、十分に理解してください。
4. 選択の機会を提供してください。おどしてはいけません。たとえば、「部屋の掃除するの？ それとも、お小遣いをあきらめる？」と言うよりも、「すぐに部屋の掃除をする？ それとも1時間後にする？」と言う方がよいです。
5. 「これをこのようにする？」より、「これをどのようにした方がいいの？」の方がよいです。
6. 子どもが嫌がること（病院に行くことなど）は、子どもが心の準備をすることができるよう予め十分な時間をおいて話した方がよいです。
7. 子どもの願いを断る時は、子どもに配慮し、穏やかな表現を使ってください。
8. ユーモアは緊張を解くよい方法であり、親密感を増加させてくれます。

9. 大事なことを教えてくれる時は、一貫性があるように。子どもが誤ったことをした時は、その場で問題解決をして下さい。
10. 子どもの誤りを直したい時は、子どもを非難するかわりに、両親は自分の感情を表現する言葉を使用してください。その方が効果的です。
11. 怒りが発した時は、その状況から離れて冷静さを取り戻し、考えを整理してください。
12. どんな批評も子どもにはよくありません。非難するよりも、ほめる方が効果的です。
13. 両親の手紙・Eメール・携帯メールはよい表現手段です。頻繁に利用してください。
14. 子どもが自らできる方法を探し、話し合ってください。子どもが自らできることに関しては干渉しないでください。

[78頁]

ソウルの健康家庭支援センター

各センター名 / 住所 / 電話番号

(訳者注 : ソウルには、健康家庭支援センターが25か所ある)

[79頁]

児童・青少年関連の相談機関

各センター名 / 電話番号 / ホームページ

(訳者注 : 韓国青少年相談院など17か所が列挙されている)

[80頁]

生活に役に立つ電話番号

(訳者注 : 以下の機関の連絡先が列挙されいている)

ソウルひとり親家族支援センター 多文化家族支援センター 韓国家庭法律相談所
法律救助相談 救急病院 児童虐待申告 青少年保護電話
ソウル小児青少年精神保健センター 迷子・家出申告 学校暴力申告
保護女性相談院 個人情報侵害相談 生活民願サービス
火災・緊急救助申告 ボランティアセンターなど